新型コロナウイルス感染症拡大防止による法人県民税・事業税の申告期限延長申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、個別申請していただくことにより期限の延長が認められます。

1. やむを得ない理由とは

- 〈1〉法人の役員や従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した。
- 〈2〉体調不良により外出を控えている。
- 〈3〉平日の在宅勤務を要請している自治体に住んでいる。
- 〈4〉感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている。
- 〈5〉 感染拡大防止のため外出を控えている。
- 〈6〉感染拡大防止による自粛のため、決算事務が間に合わない。

上記以外の理由であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、 個別に申告・納付期限の延長が認められます。

2. 個別延長の申告・納付期限について

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な法人については、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることになります。

3. 個別延長する場合の手続きについて(令和3年5月17日~)

『災害等による期限の延長申請書(規則第36号様式)』により申請してください。

申請書には、<u>災害その他やむを得ない理由のやんだ日、延長を必要とする理由を明記の上、国税へ提出し</u>た『災害による申告、納付等の期限延長申請書』を添付してください。

※申請書提出後、県税事務所から延長の理由等について確認する場合があります。

4. その他

感染拡大防止の観点から、申告書の右上の余白(電子申告であれば、法人名称の前)に『新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請』である旨付記した申告書を個別延長申請書として受付けていましたが、令和3年5月17日以後は『災害等による期限の延長申請書(規則第36号様式)』により申請してください。

なお、令和3年5月17日以後、余白に『新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請』である旨付記した申告書を提出した場合、『災害等による期限の延長申請書(規則第36号様式)』による申請をお願いしますので、御注意ください。

5. お問い合わせ先

詳しくは下記県税事務所にお問い合わせいただくか、千葉県ホームページを御確認下さい。

中央県税事務所	043 (231)	2300	旭県税事務所	0479	(62)	0772
千葉西県税事務所	043 (279)	7111	東金県税事務所	0475	(54)	0223
船橋県税事務所	047 (433)	1278	茂原県税事務所	0475	(22)	1721
松戸県税事務所	047 (361)	2279	館山県税事務所	0470	(22)	7117
柏県税事務所	04 (7147)	8743	木更津県税事務所	0438	(25)	1110
佐倉県税事務所	043 (483)	1114	市原県税事務所	0436	(22)	2171
香取県税事務所	0478 (54)	1314				